

若者のつながりづくり推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 若者のつながりづくり推進業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務内容 別に定める「若者のつながりづくり推進業務仕様書」のとおり
- (4) 提案上限額 4,620千円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - （内訳）委託料 3,927千円（仕様書4(1)、(2)、(3)アに定める業務）
 - 役務費 528千円（仕様書4(3)イ、エに定める業務）
 - 需用費 165千円（仕様書4(3)ウに定める業務）

2 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加することができる者は、本業務の趣旨を理解し、且つ実績及び能力を有する事業者で、本市との協議、調整が必要なときは誠実かつ柔軟な対応で確実に業務を履行することが可能な者であり、参加申請書提出時点において、次の事項を全て満たすものとする。

(1) 単独企業の場合

- ア 法人格を有すること。
- イ 本業務に類した業務（地方自治体又は一部事務組合等が発注をし、つながりづくりイベント等の実施及び情報発信を行う業務）を処理した実績を有していること。
- ウ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - （ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - （イ）破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）
 - （ウ）米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - （エ）米子市の市税及び下水道に係る使用料を滞納している者
 - （オ）消費税及び地方消費税を滞納している者
 - （カ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

(2) 共同事業体の場合

- ア 共同事業体を構成する各社の中から、代表となる法人（以下「代表社」という）

を1社選定すること。

イ 代表社及び非代表社の構成員が（1）の資格の全てを満たすものであること。

ウ 共同事業体が2者以上により自主的に結成されたものであること。

エ 代表社は、本業務の遂行および管理に全責任を負い、市との契約締結や支払の請求等の窓口となること。

オ 共同事業体の構成員が、単独または他の共同事業体の構成員として、重複して本プロポーザルに参加していないこと。

（3）参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加希望書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から審査の完了までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

3 手続き等

（1）事務担当（企画提案書等の提出先及び質疑受付）

米子市総合政策部総合政策課

住所 〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電話 0859-23-5355 Eメール sougouseisaku@city.yonago.lg.jp

（2）参加希望書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により申込みをすること。

ア 提出書類

（ア）プロポーザル参加希望書（様式第1号）

（イ）商業登記又は法人登記に係る登記事項証明書（提出日時点で交付の日から3か月を経過していないものに限る。）

（ウ）市税等納付確認同意書（様式第2号）

（エ）消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書面（提出日時点で交付の日から3か月を経過していないものに限る。）

（オ）役員等調書兼照会承諾書（様式第3号）

（カ）同種業務処理実績書（様式第4号）

※なお、共同事業体として参加申込をする場合は、（ア）及び（カ）を代表団体名で作成し、次の書類（キ）を添付するとともに、（イ）、（ウ）、（エ）及び（オ）については構成員ごとに作成し添付すること。

（キ）共同事業体結成届出書（様式第5号）

※ただし、（イ）、（ウ）、（エ）及び（オ）については、米子市入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出することを要しない。

イ 提出期限 令和8年4月13日(月)午後5時

※受付は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出方法

上記アに掲げる書類（必要なスキャン等の処理は各自行うこと）を（１）の事務担当へ電子メールに添付して提出すること。

ただし、添付ファイルが４MBを超える場合は、送信前に事務担当に電話をすること。この場合は米子市が指定するオンラインストレージサービスを介して提出することとし、事務担当の指示に従うこと。

（３）本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

ア 提出期限

令和８年４月１３日（月）午後５時

※受付は、月曜日から金曜日の午前９時から午後５時までとする。

イ 方法

質問は、質問書（様式第６号）に簡潔にまとめ、（１）の事務担当へ電子メールに添付して提出することと。

なお、質問書の提出に際しては、参加希望書を提出したＥメールアドレスと同一のものを使用すること。

ウ 回答方法

米子市ホームページに回答を順次掲載する。最終の掲載は令和８年４月１６日（火）午後５時とする。

（４）企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和８年４月３０日（木）午後５時

※受付は、月曜日から金曜日の午前９時から午後５時までとする。

イ 提出書類

（ア）企画提案書（任意様式）

（イ）見積書（任意様式、消費税込の金額）

ウ 提出方法

事務担当にPDF形式にて電子メールに添付して提出すること。

ただし、添付ファイルが４MBを超える場合は、送信前に事務担当に電話をすること。この場合は米子市が指定するオンラインストレージサービスを介して提出することとし、事務担当の指示に従うこと。

なお、企画提案書等の提出に際しては、参加希望書を提出したＥメールアドレスと同一のものを使用すること。

４ 審査、評価及び選定方法

参加者から提出された企画提案書等について、選考委員会設置要綱に基づき設置する若者のつながりづくり推進業務に係る公募型プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査を行なう。

（１）審査方法

- ア 選定委員会において、提出書類及び本プロポーザルに参加し企画提案する者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションの内容を審査基準に沿って審査し、最優秀者1者を選定する。
- イ 企画提案者が1者のみの場合であっても、当該提案について審査を行い、選定の可否を決定する。
- ウ 選定委員会の会議は非公開とする。

（２）プレゼンテーションの実施

- ア プレゼンテーションの実施時間は1提案者につき30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とし、準備及び撤収の時間を含む。
- イ 提案内容の説明は、提出した資料のみを用いて行うこと。なお、既に提案しているものを補足するような資料であれば別途用いてもよいが、企画提案書等に記載していない新たな情報を使用してはならない。
- ウ プレゼンテーションの実施順序は、提出書類の受付順とする。
- エ プレゼンテーションの実施日時は5月上旬から5月中旬を予定とし、詳細な日時及び場所等は、後日文書にて通知する。

（３）審査基準

評価項目の内容及び配点構成は、次のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
（１）実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を安定して遂行できる人員配置か ・過去に類似事業の実績があるか 	30
（２）企画の有効性・実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット層に合わせた集客・演出案が具体的か ・「米子らしさ（市内店舗活用等）」を活かした魅力的な企画内容か 	20
（３）サポーター制度の運用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターへの研修内容が充実しているか ・サポーターやサポート企業の発掘に対する支援体制が現実的かつ効果的か 	20
（４）情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なターゲット層へ訴求する戦略があるか ・LPやSNS広告、リーフレット等の訴求力が期待できるか 	20
（５）経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額が予算内で収まっており、内訳が具体的かつ適正か ・費用対効果（コストパフォーマンス）が高い提案か 	10

合計	100
----	-----

(4) 審査結果の通知

- ア 審査の対象になった全ての企画提案者に対し、5月中旬頃に、Eメールにより通知する。
- イ 審査結果により、最も高い点数を得た提案者を最優秀者として選定し、当該提案者と契約に向けた交渉を開始する。
- ウ 結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

5 提案の無効

本プロポーザルの参加者（以下単に「参加者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 2（1）又は（2）に掲げる要件を満たさないものと認められるとき。
- (4) 見積金額が提案上限額を超えたとき。
- (5) この要領に定められた方法以外の方法により、選考委員会の委員その他の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

6 契約の締結

- (1) 審査により1位となった者を契約候補者として、業務委託契約の締結に向けて仕様書の細目について交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、2位以降の順位が高い者から順に交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉に当たって、米子市は、必要に応じて契約候補者の提案内容に対する修正を求めることができるものとし、契約候補者は誠実にこれに応じること。

7 その他

- (1) 提案者は、本実施要領等の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。また、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。

8 スケジュール

参加希望書等提出期間 公告日から4月13日まで

質問書提出期間	公告日から4月13日まで
質問書回答（最終）	令和8年4月16日
企画提案書等の提出期限	令和8年4月30日
プレゼンテーション	令和8年5月上旬から5月中旬
審査結果の通知	令和8年5月中旬